議事要旨(1) 四半期会計基準の改正に関する検討について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、本日の委員会では、四半期会計基準の見直しの方向性を検討するにあたり、現行の四半期会計基準又は四半期財務報告制度の評価と今後見直しが考えられる点について、参考人として招致した財務諸表作成者、財務諸表利用者、学識経験者、監査人より意見聴取したうえで参考人との質疑応答を行う旨の説明がなされた後、参考人として招いたパナソニック株式会社理事東京支社経理グループグループマネージャー山田浩史氏、UBS 証券会社株式調査部シニアアナリストマネージングディレクター伊藤敏憲氏、早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授須田一幸氏、日本公認会計士協会副会長手塚仙夫氏の 4 名より意見聴取を行った。各参考人の意見要旨は以下のとおりである。

（山田参考人の意見要旨）

- 四半期報告制度は、企業業績等に係る情報を適時に入手可能となったことによる投資家にとっての利便性の向上、四半期会計基準とレビュー制度の導入による四半期財務諸表の比較可能性と信頼性の向上などをもたらしたと評価することができる。
- 一方、現行の四半期報告制度の問題点としては、①欧州と比較して開示に係る作成者の負担が過大であること、②適時開示の観点から重要性が乏しいと思われる開示項目が存在すること、③四半期財務諸表と定性的情報との間の不整合が見られることなどが挙げられる。
- 作成者側での負担感が大きい開示項目としては、①四半期キャッシュ・フロー計算書、②著しい変動がある場合の注記、③経営成績の分析（期首からの累計期間と四半期会計期間の 2 種類が必要）などが挙げられる。
- 作成者の立場からの今回の四半期報告制度の見直しの考え方は、①開示レベルは欧州の IFRS の期中開示を基本とすること、②利用者ニーズに応じた任意開示をベースにして制度開示の情報は必要最小限とすること、③決算短信及び IFRS との整合性や企業経営の視点を踏まえ期首からの累計期間による開示に統一すること、④四半期キャッシュ・フロー計算書を第 1 四半期・第 3 四半期は開示不要とすること、⑤注記及び非財務情報を大幅に簡素化することなどである(具体的な内容は審議（1）-1 参考人資料 1 参照)。

（伊藤参考人の意見要旨）

- 日本証券アナリスト協会が今年 9 月に実施した四半期開示の簡素化に関するアンケートの結果は、証券アナリストの中で指導的立場にある者のコメントであり、私自身の実感ともあまり変わっておらず、利用者全体の意見を概ね反映していると思われる。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

アンケートの集計結果として、個々の質問項目における構成比が 60%以上であれば「総意である」、40～60%であれば「条件次第で意見が変わる」、40%以下であれば「総意でない」と解釈しても問題ないと思われる(具体的な内容は審議（1）-2 参考人資料 2 参照)。

- 四半期キャッシュ・フロー計算書の省略については意見が分かれているが、省略に反対するアナリストでも、一部の項目（減価償却費、減損損失、のれん償却額、資産関係の取得額）に係る情報の開示が継続されるならば、第 1 四半期及び第 3 四半期に四半期キャッシュ・フロー計算書が開示されなくても構わないという意見をもつ者が多い。
- 業種によって四半期情報の重要性が異なるため、制度開示のレベルは必要最小限とし、制度開示以外で必要となる情報は企業による任意開示で補うこととしてはどうかと考える。

（須田参考人の意見要旨）

- 東証で四半期業績概況の開示要請が始まって以後、四半期開示は市場における情報の非対称性を減少させ、流動性の向上、すなわち資本コストの減少をもたらしており、この傾向は本格的に財務情報を含む形の開示に変遷していく中で顕著になっている(審議（1）-3 参考人資料 3 参照)。
- ある別の研究結果によれば、開示に積極的に取り組んでいる会社のランキング上位 3 社の資本コストは、4 位以下の会社の資本コストに比べて低くなっており、米国でも同様の研究結果が公表されている。
- したがって、新成長戦略として政府が四半期開示の簡素化を提言することは、成長と矛盾しているのではないかと思われるが、政策的見地からの簡素化を想定して、具体的な簡素化案について言及したい。
- 四半期キャッシュ・フロー計算書は、①直接法による作成が導入されると企業側の負担が増加する懸念があること、②東証の調査では決算短信で任意に開示している会社が 66%存在すること、③企業の経営サイクルによって重要性が異なることなどにより、第 1 四半期及び第 3 四半期については任意開示とすることでよいのではないか。
- 四半期損益計算書の開示について、累計期間と四半期会計期間のいずれかということであれば、会計基準が実績主義を前提にしていることを踏まえると、四半期会計期間(3 か月情報)で開示することがよいのではないか。

（手塚参考人の意見要旨）

- 貸借対照表と損益計算書は基本財務諸表として不可欠であるのに対して、キャッシュ・フロー計算書は貸借対照表と損益計算書に派生的に発生するものであるため、四

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

半期キャッシュ・フロー計算書が四半期財務諸表に必要か否かは作成者及び利用者の価値評価による。

- ただし、継続企業の前提の関係で、キャッシュ・フロー計算書は、開示の有無にかかわらず、簡便的な方法によってでも作成することが必要になる場合もありうる。
- 注記事項の簡素化は、注記は重要な変化があったときに行うという現行基準の考え方の延長線上で検討する余地があり、その方向性での簡素化であればレビュー上で大きな支障をきたすことは想定されない。
- 四半期ごとに簡素化の程度を変える場合、それが基準のなかで明文化されていれば、レビュー上で支障はきたさないと思われる。
- 注記事項での簡素化の対象は、例えば、簡便な会計処理の注記、四半期財規等で規定されている販管費及び棚卸資産の科目別内訳の注記などが考えられる。
- レビューは監査と比較して実証手続が大幅に削減されている点で、極めて大きな手続の効率化がはかられているが、レビューは頻度が多いため、作成者側に負担感があると思われるようだ。

参考人からの説明の後、開示の簡素化がレビュー時間に与える影響、期首からの累計期間と四半期会計期間の間の優劣、第 1 四半期・第 3 四半期と第 2 四半期との間で開示レベルに差異を設けることによる利用者への影響、会計処理の簡素化の必要性並びに開示の簡素化と IFRS(IAS 第 34 号)との関係などについて質疑応答が行われた。

以上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。